

和歌山市告示第269号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年7月21日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和8年度	随2期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和8年7月31日に変更する。

令和 8年 7月14日 作成

[illegible]